

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

現行	改正後	備考
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p> 第1節 人員に関する基準（第5条—第8条）</p> <p> 第2節 設備に関する基準（第9条・第10条）</p> <p> 第3節 <u>運営に関する基準（第11条—第62条）</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p> 第1節 人員に関する基準（第5条—第8条）</p> <p> 第2節 設備に関する基準（第9条・第10条）</p> <p>（削る）</p> <p> 第3節 <u>運営に関する基準（第11条—第62条）</u></p> <p>第3章 <u>雑則（第63条）</u></p> <p>附則</p> <p> 第3章 <u>雑則</u></p> <p> <u>（電磁的記録等）</u></p> <p>第63条 <u>指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項、第16条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に</u></p>	

より行うことができる。

2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。